

重要

日本学生支援機構奨学金

在学猶予願の手続きについて

**以下の対象者は、必ず期限内に手続きしてください。
期限内の手続きがない場合は、返還が始まり、延滞金
が課されることもありますので注意してください。**

◆対象者

- 次のいずれかに該当する者で、在学期間の返還猶予を希望する者
- * 本学在籍中に満期／辞退／廃止等の理由で貸与終了し、引き続き在学する者(本学の学部を卒業後、本学の大学院へ進学する者も含む)
 - * 他校で貸与終了後、本学へ入学した者(編入生も含む)

◆手続き方法

- * スカラネット・パーソナルから各自入力により提出
- * [入力に必要な学校・区分番号](#) ⇒ [109009-01](#)
- * 入力の詳細はこちらで確認 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒



◆提出期限

平成29年5月14日(日)

※但し、平成29年3月まで返還し、4月から返還をストップしたい学生は4月9日(日)までに提出

◆注意事項

入力内容に不備があると、在学猶予願が承認されずに返還が始まってしまうことがあります。このようなことがないよう、上記のQRコードの入力マニュアルをよく読んで手続きすること。

担当窓口

【学部生(医歯学部2年以上を除く)】

郡元地区: 学生生活課経済支援第一係(共通教育棟1号館1階)

【医歯学部2年以上の学部生】

桜ヶ丘地区: 学務課学生支援係

【大学院生】

各研究科の奨学金担当窓口